

## 規制改革会議における商店街振興組合の活性化に係る議論について

### 規制・制度改革の経緯

- 規制改革は、財源を使わない景気対策、新たな成長の起爆剤となる側面を有していることから積極的に推進すべきものとされている。
- このため、平成16年4月～平成19年1月の期間で、「規制改革・民間開放推進会議」が設置されていたが、これ以降も規制改革をより一層推進するため、平成19年1月、内閣総理大臣の諮問に応じ、民間有識者15名から構成される「規制改革会議」が内閣府に設置された。
- その後、平成21年9月18日に閣議決定された「行政刷新会議の設置について」に基づき、規制・制度改革に関する調査を行う目的で、平成22年3月11日に規制・制度改革分科会が設置され、事業仕分けの手法（公開性、外部性）で規制仕分けとして実施されている。

### 規制の抽出の視点

規制・制度改革のテーマの抽出の視点は以下の3点となっている。

- ① 国民の安心・安全を前提に、新たな民間事業者等の参入や、事業者の創意工夫の発揮を妨げているような規制・制度はないか
- ② 利用者の立場から見て、多様で質の高いサービスの利用を妨げているような規制・制度はないか
- ③ 許認可や各種申請に係る書類や手続きなど、国民に過度な負担をかけ、行政の無駄や非効率を生んでいるような規制・制度はないか

### 規制・制度改革分科会における商店街振興組合の活性化についての議論

- 平成23年1月26日、第6回規制・制度改革に関する分会において、

商店街振興組合の設立要件における「産業分類要件の緩和」について、改革のテーマの一つとして取り上げられることになった。

- 平成23年4月8日に「規制・制度改革に係る方針」として、商店街振興組合の活性化について閣議決定された。

※ 規制・制度改革分科会における商店街振興組合に係る議論の内容と、閣議決定の内容は以下のとおり。

#### <規制・制度改革分科会における考え方>

- 商店街組合振興法は、地域の環境の整備改善を図るために必要な組織等について定めたものであるが、産業分類要件としては、小売業及びサービス業に限定されている。
- 都市部においては、近年の経営者の高齢化、後継者難等により、自ら営業していた店舗を第三者に賃貸し、不動産賃貸業の店舗オーナーとして、商店街振興に携わる事例が増えている。
- このような場合は、業種転換した後も、商店街振興組合の一員として、地域貢献活動が十分に担えることから、地域の商店街振興上、特段の支障がなければ、今後は法改正も含め産業分類要件を見直すことも必要である。

#### <閣議決定の内容>

商店街においては、近年、経営者の高齢化、後継者難等により店舗を第三者に賃貸し商店街振興に携わる事例が増えていることから、このような不動産賃貸を行う事業者も定款で組合員資格を付与すれば組合活動に参加できることを周知し、商店街振興組合の活性化を促していく。

( 参 考 )

## 商店街振興組合法（抜粋）

（商店街振興組合の地区）

**第六条** 商店街振興組合の地区は、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の三十人以上が近接してその事業を営む市（特別区を含む。第十一条第二項及び第八十八条の場合を除き、以下同じ。）の区域に属する地域であつて、その大部分に商店街が形成されているものでなければならない。ただし、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の三十人以上が近接してその事業を営む地域であつてその大部分に商店街が形成されているものが、市の区域と当該市に隣接する町村の区域にまたがる場合は、当該商店街が形成されている地域の大部分が当該市の区域に属する場合に限り、当該町村の区域にまたがる部分の地域をその地区に含むことができる。

2 商店街振興組合の地区は、二以上の都府県の区域にまたがるものであつてはならない。

（商店街振興組合の組合員の資格）

**第八条** 商店街振興組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において小売商業又はサービス業に属する事業その他の事業を営む者及び定款で定めたときはこれらの者以外の者とする。

（商店街振興組合の設立）

**第九条** 商店街振興組合は、組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員となり、かつ、総組合員の二分の一以上が小売商業又はサービス業に属する事業を営む者であるものでなければ、設立することができない。